

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	29
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	29
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	29
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	29
<b>道人事委員会告示</b>	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	30

## 告 示

### 北海道告示第39号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。  
その関係書類は、平成17年1月19日から20日間、一般の縦覧に供する。  
平成17年1月18日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事 業	種 類	縦 覧 場 所
南渡島	広域営農団地農道整備		北海道渡島支庁
相 和	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、区画整理、土層改良、暗きよ)		北海道十勝支庁

### 北海道告示第40号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。  
平成17年1月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 白糠郡白糠町庶路83の1・83の9 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、庶路基線126の3、126の4
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件  
(1) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第41号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年1月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1 (次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解 除 の 理 由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 北海道告示第42号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年1月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道			
2 路 線 名	上問寒問寒別停車場線			
3 道路の区域				
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
天塩郡幌延町字上問寒770番2地先から 天塩郡幌延町字中間寒560番2地先まで	前	17.50mから 44.00mまで	800.00m	—
	後	17.50mから 32.20mまで	800.00m	—

「粘り抜く熱意と対話」四島(しま)返瀬「2月7日は北方領土の日です。」

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第1号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から適用する。

平成17年1月18日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

日高支庁管内の項中

「 | 三石町字本桐 | 三石中学校 | 2 | 」を

「 | 三石町字旭町 | 三石中学校 | 1 | 」に改

める。

---